

米国と EU における貿易協定内環境規定の比較分析

矢内卓人

キーワード：環境規定、特惠貿易協定、環境アセスメント、環境法と基準、環境協力

1. 研究の背景と目的

国際貿易が参加国に負の環境影響をもたらす可能性があることが広く認識され、近年では、それに対する対策の一つとして、特惠的貿易協定（以下 PTA）内で環境課題を扱おうとする動きがみられる。しかし、それら PTA 内環境規定がどのように環境への悪影響を防止しているのかは必ずしも十分には明らかにされていない。

そこで本研究では、先進的な PTA 内環境規定の事例として米国と EU を取り上げ、環境規定の条文の中でどのような防止規定が定められているのかを、環境アセスメント規定、環境法・基準規定、環境協力規定の視点から Cristina T. Less and Joy A. Kim (2008) のチェックリストを点数化した質問票を用いて比較分析する。そして、その結果を踏まえて、米国と EU との間で差異が生じている原因にまで踏み込んで論じることとする。

2. 結論

環境規定の比較分析の結果、以下の三点が明らかになった。第一に、環境アセスメント規定に関する差異を特徴づければ、米国では政府が自国への環境影響のみを評価する Environmental Reviews を実施している一方で、EU では案件を落札した外部の民間コンサルタントが自国と相手国双方の経済・社会・環境影響を評価する Sustainability Impacts Assessments を実施していることである。第二に、環境法・基準規定に関する差異を特徴づければ、米国と EU の両国とも環境基準を維持もしくは改善していくという公約を設定している点では共通しているが、自国の環境法の執行を認める公約を設定しているのは米国だけであり、EU では設定されていない。第三に、環境協力規定に関しては、米国と EU は両国とも環境協力として広範なキャパシティビルディングを規定しているが、EU はさらに広範な協力として貧困と環境についても協力を実施している。これらのことから、EU は自国だけでなく相手国への配慮を相対的に重んじており、環境だけでなく経済・社会影響をも含む環境アセスメント規定とより広範な環境協力規定の二つにおいて米国のそれよりも優れた規定を導入している傾向があることが明らかになった。その要因としては、EU が EU Sustainable Development Strategy の責務として世界規模での持続可能な開発を積極的に促進していることや EU の内外政策と国際的な持続可能な開発とが一致するよう配慮していることが考えられる。また、環境法・基準規定については、自国の環境法の執行を認めている米国が相対的に優れていることも明らかになった。その要因としては、様々な国の独立した環境法が存在する EU よりも米国の方が自国の環境法の執行についての規定を導入し易かったという背景があったと考えられる。